

事務所だより

第51号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

労災保険の給付いろいろ 第3回

Ⅱ 休業(補償)給付とは Ⅱ

今月は、労働者災害補償保険法(以下、労災保険法と記載します)に基づく保険給付のうち、休業(補償)給付について紹介します。

休業したとき

労働者が、業務または通勤が原因のケガや病気で療養するために働くことができなくなり、賃金を受けられない場合には、その第四日目から労災保険法に基づき給付が支給されます。

仕事が原因の『業務災害』に支給される給付を「休業

補償給付」、通勤が原因の『通勤災害』に支給される給付を「休業給付」といいます。

給付の対象と期間

前掲の支給要件に当てはまると、休業の第四日目から支給されます。

“休業の第四日目から”ということであれば、休業の初日から第三日までの給付はどのようになるのでしょうか。

業務災害の場合には、労働基準法に定められている休業補償を事業主が行ないます。通勤災害の場合には、待機期間としてどこからも支給はありません。

給付期間は、“業務または通勤が原因のケガや病気で療養するために働くことができなくなり、賃金を受けられない”状態が終了するまでの間となります。



給付額は六割

給付の額は、休業補償給付、休業給付ともに、休業一日につき原則として給付基礎日額(※)の六〇%となります。

ただし、所定労働時間の

一部を休業した場合には、給付基礎日額から実労働部分に対して支給される賃金額を差し引いた額の六〇%となります。

また、休業補償給付または休業給付の支給にあわせて、休業特別支給金が支給されます。

休業特別支給金が支給されるべき額は、一日につき給付基礎日額の二〇%となります。

ただし、所定労働時間の一部を休業した場合には、給付基礎日額から実労働し

た部分に対して支給される賃金額を差し引いた額の二〇%となります。

時効があります

休業補償給付、休業給付の請求は、労働不能のため賃金を受けられない日にその翌日から二年以内に行なわなければ、時効により請求権が消滅します。

(※)原則として、労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額です。この平均賃金の算定方法は、別の回で解説いたします。

Q 当社は、従業員50名の印刷業です。最近、障害者の法定雇用率制度があると知りました。どのような制度か教えてください。

障害者の法定雇用率制

A 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)において、民間企業や国・地方公共団体では身体障害者や知的障害者、精神障害者(精神障害者については雇用義務はありません)を雇用しなければならないと定めています。

そのため、雇用する労働者の数に対する割合(法定雇用率)を設定し、事業主等に障害者雇用率達成させるしくみを法定雇用率制度といいます。

平成25年4月1日から法定雇用率が変更され、民間企業は2.0%国・地方公共団体、一定の特殊法人は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%となりました。なお、特定の業種については除外率を定めていて、雇用義務の軽減が図られています。

また、この変更に伴って、障害者を雇用しなければならない民間企業や国・地方公共団体の範囲が従業員56人以上から50人以上になりました。

貴社の従業員は50人ですので、今回の法定雇用率変更により対象事業主となっています。雇用人数は50人×2.0%(除外率0)で計算し、1人の障害者を雇用することとなります。

腰痛予防対策

男性は第一位

女性は第二位

腰痛を訴える方は多く、厚生労働省「平成二十二年国民生活基礎調査の概況」によると、自覚症状として訴える傷病は、男性では「腰痛」が最も高く、次に「肩こり」、「鼻がつまる・鼻汁が出る」、女性では「肩こり」が最も高く、次に「腰痛」、「手足の関節が痛む」となっています。

なぜ腰痛になるのか

腰痛には、大きく分けて三つの状態のときに発症するといわれています。

- ①. 腰にかかる負担が過大になったとき
- ②. 腰そのものに異常が発生しているとき
- ③. 腰そのものには異常がみられないが、他の原因や疾患があるとき

例えば、重いものを持つたときに発症しやすい『ぎっくり腰』が、①の場合に当

てはまります。

③は、痛みを感じてレントゲン検査しても骨に異常がない、など、本人の痛みの申告でしか分からない腰痛です。姿勢の悪さや内臓疾患、精神的ストレス等から発症しているケースがあります。



仕事からの腰痛

仕事がつきつかけで腰痛を発症することがあります。特に、医療・福祉関係や運送関係の業務に従事し、重量物を扱っている方に多く見受けられます。

例えば、病院や介護施設では身体の不自由な方の介助を行なう際に、運送関係では荷物の積み込みを行なう際に、腰に過度の負担がかかり、腰痛を発症する等があります。

意外かもしれませんが、長時間座ったままの仕事も腰への負担によって発症し

やすくあります。

腰痛の予防に

一度腰痛を発症すると、日常生活の至る所に支障が生じます。悪化すれば、起き上がることはおろか、体を横たえていても痛みが襲ってくる、という声も聞かれます。

それでは、腰痛を予防するには日頃からどのようなことに注意するとよいのでしょうか。

荷物を持ち上げる場合には、荷物をできるかぎり体に引き付けて持つようにすることで、いくらか負担を減らすことができます。

仕事等で長時間同じ姿勢をとる方は、できる限り休憩をとって体操やストレッチなどで体をほぐしてください。腰痛ストレッチや腰痛体操が、効果的です。

「ウォーキング」などの適度な運動によって、腰を支える筋肉を鍛えることも腰痛予防に効果があると言われています。

腰痛を発症したら

腰痛には、「急性の痛みは冷やして。慢性的な痛みは温める。」ことが基本です。治療には、その方の状態にあわせて、温熱療法・マッサージ療法・けん引療法・装具療法・手術療法があります。

前述の「急性の痛みは冷やして。慢性的な痛みは温める。」はあくまでも応急措置ですので、必ず専門病院・診療所を受診し、腰痛の原因を把握した上で治療をしてください。自己判断による治療は、腰痛を悪化させる原因になりますので、避けてください。



八月の労務手続
「提出先・納付先」

一〇日(十二日)

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している

場合) 〔労働基準監督署〕
三十一日(九月二日)
○健保・厚生保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出〔年金事務所〕
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 〔公共職業安定所〕

編集後記

先月号の編集後記で紹介した西洋朝顔の葉が、7月の中頃から白っぽくなり、少しずつ枯れていきました。その原因は『うどん粉病』。手当ての甲斐なく処分しなければならなくなりました。薬剤をなるべく使用しないで育てようと思ったのが、重症化させる一因でした。反省・・・。(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456 京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com